

交規甲達第2号
平成31年2月28日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の許可事務取扱要領の制定について

みだしについては、制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の許可事務取扱要領の制定について（平成20年交規甲達第14号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、今般、行政事務の合理化及び申請者の負担軽減の観点から制限外積載許可等に係る申請手続の特例や審査方法について見直し、別添のとおり「制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の許可事務取扱要領」を新たに制定し、平成31年2月28日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の許可事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条第1項に規定する設備外積載許可、同条第2項に規定する荷台乗車許可、第57条第3項に規定する制限外積載許可及び第59条第2項に規定する制限外けん引許可について必要な事項を定め、その取扱いの斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両（以下「申請車両」という。）の運転者とする。当該車両の運転者が2人以上ある場合は、その全員を申請者として連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、全運転者について、住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載した運転者一覧表を作成させ、それぞれ押印し、又は署名したものを申請書に添付させるものとする。

なお、「当該車両の運転者が2人以上ある場合」とは、長距離運転で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一車両について申請に係る運転期間内に運転者が交替する場合などである。

第3 申請及び受理

1 許可申請

許可申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条に定める許可申請書（規則別記様式第4）又は規則第8条の5に定める許可申請書（規則別記様式第5）（以下「申請書」という。）2通を、出発地を管轄する署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）に提出するものとする。署長等は、この場合において、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図、積載（けん引）見取図その他許可の審査に必要な書類を添付させること。

2 受理

署長等は、1により提出された申請書を受理した場合は、制限外積載等申請受理簿（別記様式第1号）又は制限外けん引申請受理簿（別記様式第2号）に所要事項を記載するものとする。

第4 許可の単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

第5 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第6 申請手続の特例

1 2及び3に該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、第4及び第5にかかわらず、2及び3に記述するとおり取り扱うものとする。

2 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為

同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。
この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

3 法による他の許可と競合する場合

同一申請車両につき、制限外積載許可と同時に設備外積載許可若しくは荷台乗車許可を必要とする場合又は設備外積載許可と同時に荷台乗車許可を必要とする場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させること。

第7 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定（別図）は、次の方法によるものとする。

1 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両と平行に測る。

2 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両と平行に測る。

3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

第8 審査基準等

- 1 申請により許可を求められた署長等は、次に掲げる事項について審査するものとする。この場合において、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、求めに応じず補正がない場合は、求められた許可を拒否するものとする。

2 許可の対象貨物の基準等

制限外積載許可の対象貨物、設備外積載許可、荷台乗車許可及び制限外けん引許可の対象範囲は、次の基準によるものとする。

(1) 制限外積載許可

ア 許可の対象

制限外積載許可の対象となる貨物は、令第22条に規定する積載重量等の制限又は福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井公安委員会規則第1号）第14条に規定する軽車両の積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

イ 許可の基準

制限外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

なお、積載物の重量が、令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなるときは、許可をしてはならない。

(ア) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、a及びbに係る部分に限る。

a 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあっては、17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル）を超えることとなつてはならない。

b 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えることとなつてはならない。

c 積載物の高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び府令第7条の16に規定する普通自動車にあっては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(イ) 小型特殊自動車

a 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。

b 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。

c 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(ウ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、a及びbに係る部分を除く。）

a 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあってはそのけん引されるリヤカーの積載装置。dにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ。

b 積載物の幅

自動車の幅（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあってはそのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。）。

c 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

- (a) 自動車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。
- (b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(エ) 原動機付自転車

a 積載物の長さ

積載装置（リヤカーをけん引する場合にあってはそのけん引されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。）の長さの2倍の長さ。

b 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。）。

c 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

- (a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。
- (b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(2) 設備外積載許可

ア 許可の対象

設備外積載の許可は、次に掲げる場合で他に積載の方法がなく、かつ、申請車両の安全を害しないと認められる場合に限り、許可するものとする。

- (ア) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動又は政治活動を行うとき。
- (イ) 祭礼行事等のため当該車両に装飾を行うとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないと認められるとき。

イ 許可の基準

- (ア) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。

- (イ) 積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超える場合は、許可しないこと。
- (ウ) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (エ) 一時的に運搬するものであること。

(3) 荷台乗車許可

ア 許可の対象

荷台乗車の許可は、次に掲げる場合で他に運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を通行する場合は、許可しないものとする。

- (ア) 災害、事故等の発生時に傷病者、応急作業に従事する者等を搬送するとき。
- (イ) 交通機関のストライキ等により、一般交通機関が停止している場合において通勤者等を搬送するとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないと認められるとき。

イ 許可の基準

- (ア) 通行する道路又は交通の状況から支障がないと認められるものであること。
- (イ) 荷台乗車の人員は、申請車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上必要最小限度のものであること。ただし、乗車人員1人当りの荷台使用面積は、0.5平方メートル以上を確保すること。

(4) 制限外けん引許可

ア 許可の対象

制限外けん引許可は、法第59条第2項に規定する場合においてほかに運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。

イ 許可基準

- (ア) 通行する道路又は交通の状況から支障がないと認められるものであること。
- (イ) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (ウ) 一時的に運搬するものであること。

3 運転の期間及び運転経路

(1) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

4 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

- (1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。
- (2) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第9 審査方法

- 1 許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する

方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

2 許可申請者が、申請等の際、次に掲げる書類等を添付してきたときは、これを確認し、許可の参考することは差し支えないが、この書類等の提出を強要したり、提出がないことを理由に不受理にしたりしないこと。

(1) 特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）様式第1）

(2) 自動車検査証（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）第18号様式）

第10 許可の条件

署長等が許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

1 制限外積載許可及び設備外積載許可

(1) 運転の時間帯の指定に関する事項

(2) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

(3) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

2 荷台乗車許可

(1) 通行する道路の指定に関する事項

(2) 通行する時間の指定に関する事項

(3) 乗車の方法及び場所に関する事項

(4) 荷台に乗車する者の事故防止上必要と認める事項

3 制限外けん引許可

(1) 通行する道路の指定に関する事項

(2) 通行する時間の指定に関する事項

(3) 先行車、先導車、後方警戒車及び監視誘導員を配置しての交通整理等事故防止上必要と認める事項

第11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

署長等は、制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外けん引の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

2 合同会議の開催等

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申し合わせを行うように努めなければならない。

第12 交通規制課との調整

1 署長等は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第8の2の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは

当該許可に関し、交通規制課と協議しなければならない。

- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めなければならない。

第13 許可証の作成、交付等

1 許可証の作成

(1) 制限外積載、設備外積載及び荷台乗車許可

ア 署長等は、制限外積載、設備外積載及び荷台乗車許可（以下「制限外許可」という。）の各許可基準を満たしていると認めるときは、許可年月日、許可番号、条件等を記載した許可証（規則別記様式第4）を作成し、署長印及び副本との契印を押印するものとする。

イ 交番及び駐在所において許可証を作成するときは、欄外（署長名の下方）に、取扱者の官職、氏名を記載し、認印を押印するものとする。この場合において、副本との契印は、取扱者の認印によることができる。

(2) 制限外けん引許可

ア 公安委員会への送付

署長等は、許可基準を満たしていると認めるときは、許可証（規則別記様式第5号）に必要な条件等を記載し、制限外けん引許可送付書（別記様式第3号）により交通規制課長を経由して福井県公安委員会に送付し、許可年月日、許可番号、公安委員会印の押印及び副本との契印を受けるものとする。

イ 許可証の受領

交通規制課長は、アにより作成した許可証について、制限外けん引許可証送付書（別記様式第4号）により署長等に送付するものとする。

2 許可証の交付

許可証は、申請者に交付することを原則とし、受理簿に交付年月日を記載し、受領印を押印させ、交付すること。

なお、申請者以外の者に交付するときは、申請者との関係を確認の上、交付すること。

第14 不許可処分

- 1 署長等は、許可することが不相当と認めるときは、当該申請書の右余白に「不可」と朱書するとともに、設備外積載許可・荷台乗車許可・制限外積載許可不許可通知書（別記様式第5号。以下「不許可通知書」という。）を作成し、申請者に通知するものとする。

- 2 不許可通知書を交付するときは、審査請求の方法について教示するとともに、許可が得られるための条件等を整えて、改めて申請書を提出するよう指導すること。

- 3 署長等は、不許可処分の決定をしたときは、速やかに交通規制課長を経由して、本部長に報告するものとする。

第15 制限外許可事務の専決

- 1 署長等が指定する者は、次に掲げる場合を除いて、署長等が行う制限外許可事務を専決することができる。

- (1) 不許可処分に係るもの
- (2) その他専決処分とすることが不相当と認められるもの

2 交番勤務員、駐在所勤務員等による専決

- (1) 署長は、交番及び駐在所に勤務する警察官（以下「交番等勤務員」という。）に、次に掲げる基準以内のもので、かつ、交通安全上支障がないと認められるものについて、制限外積載許可を専決させることができるものとする。
 - ア 長さが、12メートル以下のもの
 - イ 幅が、2.5メートル以下のもの
 - ウ 高さ（車両の積載場所の高さを減じない高さ）が、3.8メートル以下のもの
 - エ 重量が、超過しないもの
 - オ 運転経路が、福井県内のもの
 - カ 許可期間が、5日以内のもの
 - キ 積載物が、危険物その他特異なものでないもの
- (2) 交番等勤務員は、（1）の範囲内であっても、許可するに際して疑義があるときは、本署に照会を行い、処理するものとする。

第16 文書の保存

文書の保存期間は、年度で次表のとおりとする。

文書（簿冊）名	保存期間	備 考
制限外積載等申請受理簿	1年	
制限外けん引申請受理簿	1年	
設備外積載許可申請書	1年	添付書類を含む。
荷台乗車許可申請書	1年	添付書類を含む。
制限外積載許可申請書	1年	添付書類を含む。
制限外けん引許可申請書	1年	添付書類を含む。
不許可通知書	1年	申請書等と一括保存とする。

第17 その他

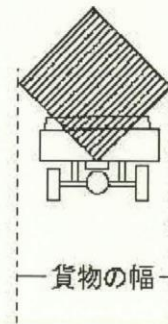
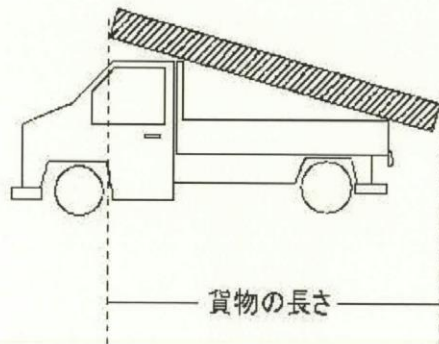
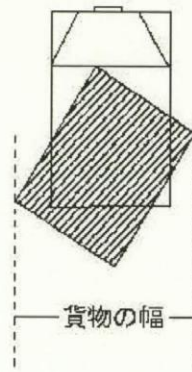
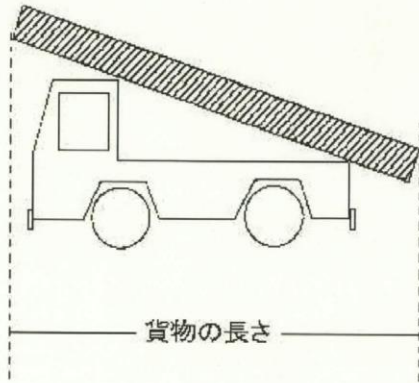
国際海上コンテナに係る制限外積載許可の取扱いについては、別に定めるところによる。

別図

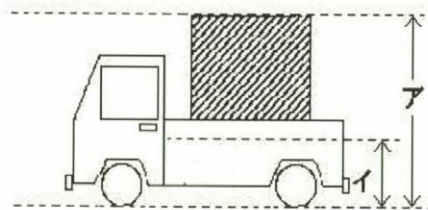
図

長さ

幅



高さ



ア-イ=貨物の高さ

別記様式省略